



第3部

県の環境保全に対する取組

第1章 県の率先的な取組

県では、率先して温室効果ガスの排出削減等に取り組むため、省資源・省エネルギーなどの具体的な取組目標を盛り込んだ「環境保全のための『長野県職員率先実行計画』(第4次改定版)」を策定し、実践活動の徹底を図っています。

1 「環境保全のための『長野県職員率先実行計画』」

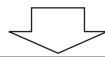
地球温暖化は、生物の生存基盤に関わる問題として世界共通の大きな課題です。平成9年12月に開催された「地球温暖化防止京都会議(COP3)」で、日本は温室効果ガスの総排出量を平成20年から平成24年までの期間中に平成2年比6%の削減を約束しました。

これを受け平成11年4月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対し「温室効果ガスの排出抑制のための実行計画」の策定と取組状況の公表が義務付けられました。

本県では、平成13年9月に、「長野県地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガス削減の数値目標を設定するとともに、自らの事務事業における対策を具体的に定めた「環境保全のための率先実行計画」を県庁や合同庁舎などで策定しました。平成17年9月には、「長野県地球温暖化防止実行計画」及び「環境保全のための率先実行計画(第2次)」の計画期間の終了に伴い、両計画を統合し「地球温暖化防止『長野県職員率先実行計画』(第3次改正版)」を策定し、平成23年4月には、第3次計画期間の終了に伴い、「環境保全のための『長野県職員率先実行計画』(第4次改定版)」を策定しました。

環境保全のための「長野県職員率先実行計画」

県機関自らの事務事業に伴う環境負荷の低減を図るための計画



環境マネジメントシステムのPDCAサイクル*で進捗管理

県は大規模事業者として、温暖化対策をはじめとする環境保全活動を率先的・効果的に推進

現行の率先実行計画では、県の全機関を対象とした温室効果ガスの排出量の削減目標と、環境に配慮した行動目標を設定し、県も自らが温室効果ガスを排出している一事業者であることを認識し、地球環境に配慮した事務事業を推進することとしました。

2 環境マネジメントシステムの取組

県では、平成13年2月に県庁舎においてISO14001の認証・登録を受け、平成19年5月には、全ての県機関を対象に環境マネジメントシステム「エコアクション21」を導入しました。

そして、これまで約10年の運用経験を踏まえて、取組の実効性・効率性を一層高めるため、県独自のシステム「エコマネジメント長野」を構築し、平成24年4月より運用を開始しました。

率先実行計画に定める目標の達成に向け、具体的な削減目標を設定し、PDCAサイクルの運用を通じた効果的な進捗管理を行い、地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動全般に一体的に取り組むなど、県自らも環境に配慮した事務事業の実施を推進しました。

3 平成25年度の取組状況

取組状況については、環境活動レポート(第2章)として取りまとめ、県のホームページでも公表しています。

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/ems/torikumi.html>)

* PDCAサイクル→p.188